

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)

平成 31 年 2 月 14 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1800079号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1800023号

## 第1 結論

昭和48年\*月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年\*月から昭和52年3月まで

私は、母親から、私が学生であった昭和48年\*月頃に、母親がA市B区役所C支所で私の国民年金の加入手続を行い、それ以降、私が昭和57年10月に結婚するまで、母親が自身と父と私の3人分の国民年金保険料と一緒に当初は集金人に、その後は同支所の窓口で月々きちんと納付していたと聞いている。しかし、国の記録では請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、母親が昭和48年\*月頃に請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も行っていたと主張し、それらを行っていたとする請求者の母親も、同年\*月にA市B区役所C支所で請求者の国民年金の加入手続を行った旨陳述しているが、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和53年11月頃に行われたと推認され、請求者が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求者の加入手続時期と推認できる昭和53年11月時点において、請求期間のうち、昭和48年\*月から昭和51年9月までの期間は第3回特例納付、同年10月から昭和52年3月までの期間は過年度納付により、それぞれ国民年金保険料を納付することは可能であるが、請求者の母親は、請求期間の国民年金保険料について、請求者が昭和57年10月に結婚するまで、請求者の分を含め家族3人分を当初は集金人に、その後はA市B区役所C支所で一緒に月々納付しており、遡ってまとめて納付したことはないと陳述している上、A市の国民年金被保険者名簿によると請求者の請求期間に係る納付記録は未納となっていることが確認できる。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏

名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。